

議案第 18 号

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

墨田区個人情報保護条例（平成 2 年墨田区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 22 条第 4 項中「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第 24 条の 2 中「（平成 15 年法律第 57 号）第 13 条」を「第 14 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 10 号及び第 24 条の 2 の改正規定は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。